

令和4年1月25日

豚熱疑似患畜に係る移動制限の解除について
(宮城県発生〔国内76例目〕に係る疫学関連農場)

令和3年12月25日に宮城県における豚熱の発生に伴い、疫学関連農場として移動制限していた川越市及び上里町の養豚農場について、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく検査が終了したので、移動制限を解除しました。

これに伴い、今回の疑似患畜の確認に係る全ての防疫対応を終了します。

1 移動制限の解除

所在地	飼養頭数	解除日時
川越市	約1,120頭	1月24日17時
上里町	約 470頭	1月25日9時

2 これまでの経過

- ・12月25日(土) 当該農場の豚熱疑似患畜確認、殺処分開始
当該農場の移動制限開始
- ・12月26日(日) 殺処分及び汚染物品の埋却等終了
- ・1月24日(月) 移動制限解除のための検査実施
川越市の陰性確認(15時20分)
上里町の陰性確認(20時00分)

※ 当該2農場は豚熱の発生農場ではないことから、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく移動制限区域及び搬出制限区域は設定していません。

また、消毒ポイントも設置していません。

〔参考〕「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項71より抜粋

疫学関連家畜飼養農場における移動制限解除のための検査

- 1 都道府県は、患畜又は疑似患畜との最終接触（推定）日から少なくとも28日を経過した後に立入検査を行い、特定症状の有無等について確認すること。
- 2 1の立入検査時に豚等について、次を確認すること。
 - （1）血清抗体検査（エライザ法）を実施し、陰性であること
 - （2）体温及び白血球数を測定し、体温が40℃以上又は白血球数が1万個/ μ l未満の個体について、遺伝子検出検査を実施し、陰性であること

※ 今回の農場は、ワクチン接種農場であるため2の（1）の検査は実施しない